

デイサービスとまと宗高「指定通所介護事業・第1号通所事業」運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社トマトが開設するデイサービスとまと宗高（以下「事業所」という。）が行う「指定通所介護事業・第1号通所事業」（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護事業・第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスとまと宗高
- (2) 所在地 焼津市 宗高 848-1 M'sビル101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の他の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1人以上（常勤1人以上、介護職員と兼務）
生活相談員は、事業所に通う利用者、又は利用者家族の相談を受け、サービス調整等を行う。
- (3) 介護職員 2人以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(4) 看護職員 1人以上

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(指定通所介護事業・第1号通所事業の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次の通りとする。

1単位 19人

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8:30から17:30までとする。

サービス提供時間 9:15から16:30とする。(延長可)

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定通所介護事業・第1号通所事業の利用料等)

第7条 指定通所介護事業・第1号通所事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護事業・第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業については市長が定める基準によるものとする。当該指定通所介護事業・第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 食事の提供

五 入浴介助

六 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

①通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した交通費は、通常の事業の

実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの往復の交通に要する実費を徴収する。

(1) 10～40 キロメートル未満 100 円/回

(2) 40 キロメートル以上 300 円/回

②食事の提供に要する費用として、一食につき 600 円（おやつ代含む）

③おむつ代として、100 円（パット代、50 円）徴収する。

④日常生活費として、日常生活において通常係る費用で利用者負担が相当と考えられるもの。（実費）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

（緊急時等における対応方法）

第 8 条 職員は、指定通所介護事業・第 1 号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、焼津市、吉田町、藤枝市、島田市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たっては事業所の職員の指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第 11 条 非常時に備えて煙感知器、ガス感知器、消火器、懐中電灯、ヘルメットを配備する。また避難訓練を年 2 回行う事とする。

（虐待防止）

第 12 条 虐待の防止に係る指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、事業所の職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する等の措置を講ずる。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年1月15日から施行する。